







## ドイツ特許商標庁

80297 ミュンヘン

電話：(089) 2195-0

ファックス：(089) 2195-22 21

電話情報サービス：(089) 2195-34 02

ウェブサイト：<http://www.dpma.de>

### 手数料受取人

ヴァイデン連邦国庫

ドイツ連邦銀行 ミュンヘン支店 700 010 54 (銀行本支店番号 700 000 00)

銀行識別コード (SWIFT コード): MARKDEF1700

IBAN コード: DE 84 7000 0000 0070 0010 54

### - イェーナ支庁 -

07738 イェーナ

電話：(0 36 41) 40-54

ファックス：(0 36 41) 40-56 90

電話情報サービス：(0 36 41) 40-55 55

### - ベルリン技術情報センター -

10958 ベルリン

電話：(0 30) 25 992-0

ファックス：(0 30) 25 992-404

電話情報サービス：(0 30) 25 992-220

本願書の記入上の注意の詳細は**実用新案出願人の注意書** (G6181) に掲げた。

### (4)欄に関する説明

出願人については名前及び連絡先住所を完全な形で記載すること (私書箱は不要)。

代理人については、この者がたとえば弁理士又は弁護士、又は代理権を証明する書面の保有者に該当する場合に限り、名前及び連絡先住所が必要となる。

### (6)欄及び(9)欄に関する説明

欄が足りない場合には、別紙 (2部) を使用すること。

### (7)欄に関する説明

調査請求は登録願とは独立して行われる。

調査請求を受けてドイツ特許商標庁は出願書類の発明の主題の実用新案登録の可否の判断において考慮されるべき公開されている文献を調査する。

調査手数料は納付をもって納付義務が終結する。それゆえ、調査がたとえば出願の取り下げ又は拒絶により中断されることになった場合にも、手数料の納付は行われる。それゆえ、調査請求は、登録に何の支障もないことが確認された段階ではじめて行うことが求められる。

### (10)欄に関する説明

自動引落依頼には書式 A9507 を使用すること。

### 費用に関する注意

各時点で有効な手数料と費用は、費用に関する注意書 A9510 から知ることができる。

出願手数料..... 40.00 ユーロ (手数料番号 321 100)

調査請求手数料.....250.00 ユーロ (手数料番号 321 200)

納付に際しては、使用目的を**手数料番号** (上記参照) の形で記載し、また分かる範囲で、**出願番号**を**完全な形**で呈示すること。不正確又は不完全な記載は、処理の遅れの原因となる。

出願手数料又は調査請求手数料が願書又は当該請求の提出から 3 ヶ月以内に納付されない場合には、出願又は当該請求は取り下げられたものとみなされる。  
受理証以外には手数料納付の証拠はまったく送付されないので注意されたい。

### 重要な注意事項：

**図面は必須のものとは規定されていない (実用新案法第 4 条第 3 項第 5 段と、実用新案法施行規則第 7 条との関連で)**

出願書類で図面への参照指示が行われておりかかる出願書類に図面が全く添付されていない場合には、ドイツ特許商標庁が出願人に対して連絡を取り、この連絡の発送から 1 ヶ月以内に図面を送付するか又は図面への参照指示を全て実際には行われなかったものとみなしてよいとする旨の届出を行うことを請求する。(かかる請求に従い) 図面が後から送付された場合には、かかる図面がドイツ特許商標庁に後から提出された日を出願日とする。さもなければ全ての図面への参照指示が、実際には行われなかったものとみなされる。

### 外国語による出願 (実用新案法第 4 条 a)

願書は、ドイツ語以外の言語でも提出することが可能である。しかしながら、願書の受理から 3 ヶ月以内に、紙媒体の形で作成されたドイツ語の翻訳文を提出する義務がある (電子媒体の形態は認められていない)。翻訳文は弁理士又は弁護士による認証を受けているか、又は公的に任命された翻訳者が作成することが求められている。公的に任命された翻訳者の署名は、公証人による認証を受けることが求められている。さらに公証人は、この翻訳者が公的に任命された者であることを証明することが求められている。

翻訳文が期限内に提出されなかった場合には、出願は実際には行われなかったとみなされる。